

# 事務所だより

平成25年5月号

日本橋茅場町

安藤社会保険労務士事務所

TEL 03-6206-2320

こんにちは。ようやく心地の良い季節になってきましたね。この連休は前半、後半ともいい天気になり行楽日和のようです。私も前半は子供と長野に行ったのですが、普段は霞がかって見えるアルプスの山並みが真冬なみの気温の低下のせいか空気も澄んで非常にくつきりと見え感動しました。ところでこの連休が終わると社労士事務所にとっては、労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎業務と年に一番の繁忙期に入ります。皆様方にもいろいろとお願いさせていただくことがあろうかと思いますがどうぞよろしくお願い致します。

安藤

## Contents

- 精神障害者の雇用義務付け法案を国会提出へ
- 環太平洋連携協定（TPP）の参加で、日本の国民皆保険制度は崩壊するか
- 事務所スタッフより

### ◇精神障害者の雇用義務付け法案を国会提出へ

#### ◆法定雇用率の引上げに続き、新たな法律改正へ

企業に義務付けられている障害者の法定雇用率（従業員に占める障害者の割合）が、4月より、従来の「1.8%」から「**2.0%**」へ引き上げられました。また、障害者の雇用状況の報告が義務付けられる企業規模も、現行の労働者数「56人以上」から「**50人以上**」へ変更となりました。

そして、これに続き、「雇用の分野における障害者の差別の禁止」と「精神障害者の雇用義務付け」を主な内容とする法律案（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案）が今国会で議論されることになりました。

#### ◆雇用義務付けの実施時期

法案では、差別に関係する部分は平成28（2016）年4月から、精神障害者の雇用義務付けに関係する部分は平成30（2018）年4月から施行することとされています。

精神障害者の雇用が義務付けされると、この4月から上がった法定雇用率がさらに引き上げられることとなるでしょう。引上げ幅については、法律の施行から5年間は、実際の雇用状況等を勘案して緩和されたものになる可能性もあります。

なお、現在、精神障害者については、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。

#### ◆障害者雇用で業務改善

3年後や5年後というときまだまだ先のようにも感じられますが、社内の体制を変更するには十分な時間とも言い切れないと思います。

現在、障害者雇用率未達成の一定規模以上の企業は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて「障害者雇用納付金」（原則として、不足1人につき月額5万円）を納付しなければならないこととされています。現在、この制度の対象は、常時雇用する労働者が201人以上の企業ですが、**平成27（2015）年4月からは「101人以上」の企業にまで拡大されることが決定しています。**

障害者の雇用については、各種助成金や障害者派遣を行う企業なども利用して、導入に成功している事例が各種メディア等で取り上げられています。そうした企業では、導入時に業務全体を見直したために業績が向上した例もあるそうですので、自社で導入できるかどうか検討することも1つの参考になるかもしれません。



	行 動	メリット	デメリット
米国の 民間保険会社 製薬会社	自由診療に対して、医療保険 や高額医薬品を販売するた め、日本へ積極参入してく る。	医療保険や高額医薬品の販 売にとどまらず、日本におい て営利目的の医療機関経営 まで行う可能性がある。	なし
日本の 病院・薬局	最先端医療(新薬)の導入を 積極的に行い、自由診療を選 択する患者を増やす。 (保険診療が減少する)	自由診療の方がより収入増 となる。	・最先端医療を行える人材が不足する。 ・新規参入の外資系医療機関との競争が 激化する。
政府・健康保険	健康保険財政が厳しいため 保険診療の範囲を狭める。	保険給付(支出)を抑えるこ とができる。	国民から自由診療の保険診療化を求め る要望が強まる。
患者(高所得 者)	最先端医療を受ける際の費用 に充てるため、高額な民間 保険に加入する。	最先端医療の選択肢が拡が り、その治療を受けられる機 会が増える。	・最先端医療は費用が高額。 ・混合診療が常態化すると、保険診療の 範囲が狭まる。
患者(低所得 者)	最先端医療を受ける際の費用 に充てるため、高額な民間 保険に加入したいが、所得が 低く、加入できない。	最先端医療の選択肢が拡が る。	・最先端医療の費用が高額なため治療を うけられない。 ・混合診療の常態化で保険診療の範囲が 狭まり、軽度の治療でも自己負担額が 膨らむ。

以上のように、TPPに参加すれば、誰もが安い窓口負担で医療を受けられる国民皆保険制度が崩壊し、財力によって「医療格差」が生じる可能性があると考えられます。

安倍晋三首相は、「世界に誇る国民皆保険を断固として守る」と明言し、また、アメリカの通商代表部カトラー代表補は。昨年3月、混合診療解禁や営利企業の医療機関経営への参入を日本に求めないと言っています。しかしながら、交渉参加後、実際にどういう要求をしてくるかは分かりません。

## 今月のワンポイントのコーナーです



「まめ男先生」

教えて先生  
まめ知識

Q. 国民皆保険制度について詳しく教えてください。

A. 文字通り、「国民が皆、何らかの医療保険に加入する制度」のことをいいます。

国民が皆、何らかの医療保険制度に加入することによって、誰もが、病気やケガをした場合に医療給付を受けることができます。

具体的な医療保険制度としては、国民健康保険(自営業者等が加入)、全国健康保険協会管掌健康保険(中小企業のサラリーマン等が加入)、

組合健康保険(大企業等のサラリーマン等が加入)、共済組合(公務員等が加入)、後期高齢者医療制度(75歳以上の方が加入)などがありますが、日本の国民皆保険制度の特徴としては、次の4つが挙げられます。①国民全員を公的医療保険で保障、②医療機関を自由に選べる、③安い医療費で高度な医療、④社会保険方式を基本としつつ皆保険を維持するため公費を投入。この国民皆保険制度により、日本は、世界最高レベルの平均寿命と保険利用水準が保たれているほか、患者負担が国民医療費の12.7%と非常に少なく抑えられています。一方で、高齢化の進展等に伴い医療費が年々増加しており、国や地方自治体等の医療保険財政が圧迫されているという課題も抱えています。

## ✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

5月に入り、緑も濃くなり初夏を思わせるような日も多くなってきました。  
これからイベントも多い時期となり、出かける機会も増え紫外線対策も必須となりますね。  
5月はこれから本番となる夏に向け、紫外線量もかなり多くなる月なのだそうです。曇りの日でも油断せずに、しっかり日焼け止めを塗って外出するようにしたいですね。

さて、5月のイベントといえば、ゴールデンウィーク・・・の後にくる母の日があります。  
私も、毎年遠く離れた母に贈り物をしています。最近ではネタ切れというか、何をプレゼントしたらいいか本当に迷うところです。ある、リサーチ会社が20代～60代の母親に「よくもらう物」と「本当はほしい物」というアンケートをとった  
おもしろいデータを見かけました。「よくもらう物」の1位は手紙・メッセージカード、2位ではお花、3位はスイーツ・お菓子という結果だそうです。

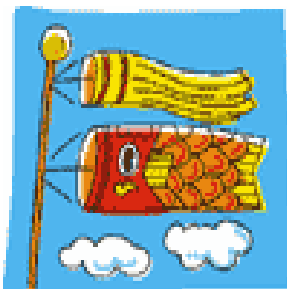


「本当はほしい物」を見ると、1位は、手紙・メッセージカードでした。2位では特に何もいない、との意見が多いようでした。

小さい子供をもつ、若年層の母親は物より気持ちのこもった、手紙やメッセージカード。自立した子を持つ母親達は、「一緒に外食」や「一緒に旅行」といった、物より一緒に過ごす時間がほしいという回答が多かったようです。

自分も子供の時は、肩たたき券やお手伝い券を手作りしてプレゼントしたのを思い出しました。結局、使ってくれたのはその日だけで、お手伝いもたった一日で終わってしまった記憶がありますが、それでも母はすごく喜んでくれていた気がします。自分で給料を貰うようになると、少し値のはるものを送ってみたり、とりあえずお花を送ろう・・・と言うように感謝の気持ちより、義務的な気持ちが優先していた気がします。一緒に過ごす時間は難しいですが、今年はプレゼントと一緒に感謝の気持ちを込めて手紙でも書いてみようかなと思いました。

清司



〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町3-13-3  
第2ヒロタビル4階  
安藤社会保険労務士事務所  
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321  
URL <http://www.ando-sr.jp/>  
e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)  
どうぞお気軽にお問い合わせください